

令和7年8月1日

一般事業主行動計画

医療法人 鴻仁会

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と子育てを両立することができるように支援し、社員が働きやすい環境を整備することを目的とする。また、若年の社員がその能力を發揮できるよう働きやすい環境を整え、次世代を担う職員を育成するために次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月1日～令和10年7月31日（3年間）

2. 内容

目標 1	男性社員の育児休暇取得率 50%とする。
------	----------------------

対策) 1) 令和7年 8月～ 男性職員に対する育児に関するアンケートを実施、現状把握を行う
2) 令和8年 4月～ 期間中、対象男性職員に対し制度説明、育児休暇取得を促す。

目標 2	1人当たりの時間外、休日労働時間を毎月 1/2 へ削減する。
------	--------------------------------

対策) 1) 令和7年 8月～ 業務量の見直し、適正人数の把握、DX化による業務効率化の取り組み及び人材確保のため求人及び福利厚生制度の見直しを実施
2) 令和8年 4月～ 各施設、部署における問題点を提起、課題解決に向け各管理者、リーダーを対象とした研修の実施

目標 3	全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間10日以上取得とする。
------	------------------------------------

対策) 1) 令和7年 8月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
2) 令和8年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する